

SMILE TSUSHIN by ITO SUGURU

# スマイル・通信

笑顔あふれる須磨のまち

兵庫県議会議員 **伊藤すぐる**

平成 29 年 2 月 17 日

## 第 335 回 定例会

兵庫県議会ホームページにて  
議会の録画映像が観られます。<http://www.hyogokengikai.jp/broadcast/>

平成 29 年に第 335 回定例会が開催されました。私、伊藤すぐるは以下の質問をいたしました。



1. 兵庫県版小児地域包括ケアシステムの確立について
2. 虐待死ゼロに向けた取組について
  - (1) 健康福祉部の取組について
  - (2) 警察の役割について
3. 県立こども病院等における緩和ケアの充実について
4. 障がい者雇用促進について
5. 再犯防止対策の推進について



伊藤すぐるから

### 兵庫県版小児地域包括ケアシステムの確立について 「社会が子どもに果たす役割を大きなものに」

兵庫県小児科医会の調査によれば、病気や障がいにより医療的ケアが必要で在宅生活をしている子どもの数は、5年で4倍に増えている。そこで、病気や障がいで支援が必要である子ども達のためにも、高齢者における地域包括ケアシステムのような地域で支える仕組みが必要であると考え。病気や障がいを抱える全ての子ども達を大切に育む取組をより積極的に行う必要があると考え、当局の見解を伺う。

#### 井戸知事 答弁

病気や障がいのある子どもと家族が地域で安心して生活し成長するためには、適切な医療や福祉等の整備とともに、関連分野が連携し、一体となって支援をする体制が必要となる。特に、障がい児通所支援事業所や医療型短期入所事業所の拡充が不可欠である。既に、通所支援事業所は27カ所、レスパイト施設は20

力所ある。これに加えて、家庭を訪問し、健康観察や気道管理、経管栄養管理を行う医師や看護師、療育訓練を行うリハビリ職員、たん吸引や経管栄養を行えるヘルパーの確保が不可欠となる。県としては、小児在宅医療実技研修会等を開催し、人材育成を図るとともに、在宅医療推進協議会における小児在宅医療サービスの実態を把握し、課題解決策を検討している。市町に対しては、通所支援事業所の拡充を働きかけている。さらに、子育て相談の総合窓口として「子育て世代包括支援センター」、を全市町で設置されるように進めている。28年度は21市町だったが、29年度は31市町に拡大する予定である。「医療と保健が連携した養育支援ネット」等で得た情報から作成した個別支援プラン等により、子どもが関係機関を円滑に利用できるよう継続的支援を行える体制を整備していく。尚、児童福祉法改正により、医療的ケアが必要な子どもの支援体制確保が求められている。本県も医療介護推進基金を活用して関係機関連携会議を設置し、多様なニーズに対応し、医療や保健、障害福祉はもとより、保育、教育等の関係者によるきめ細かで包括的な支援が提供されるよう、支援体制を確立していく。

### 伊藤すぐるからの意見

連絡会議の設立は、大変喜ばしいことで素晴らしいことだ。是非、関係機関が集い、課題を共有するにとどまらず、計画の策定までを視野に入れて、兵庫県版小児地域包括ケアシステムの構築につなげていただきたい。



### 伊藤すぐるから

#### 虐待死ゼロに向けた取組について

#### 「躊躇しては、子どもの生命は救えない」

### 1) 健康福祉部の取組について

虐待死ゼロへ向けて重要なことは、危険と感じた時、迅速に児童を保護することであり、その対応策を早急に考える必要がある。目標達成には、警察のみならず、市町等関係機関と児童相談所の緊密な連携と役割分担が最重要であり、児童虐待の認知件数が、過去最悪を毎年更新している現在、既存の人員では、児童相談所が全ての対応をするのは不可能であると考え。警察、市町他、関係機関と情報を共有し、緊密な連携を取るとともに、認知された虐待を緊急性により各関係機関で役割分担して対応することが重要だが、今の取組は、今日、消えるかもしれない生命を守る即効性のある取組であるとは思えない。これまでの事件や取組等をふまえ、今後の対応等について当局の見解を伺う。

### 太田健康福祉部長 答弁

本県では、児童虐待防止委員会による検証のもと、第三者機関の助言に基づく家庭復帰判断の導入など、こども家庭センターや市町の体制強化に取り組んでいる。また、虐待の早期発見・対応としては、県警との連携強化を図っている。具体的には、関係団体の協力によるSOSキャッチシステムや24時間虐待ホットライン等で通告を受けたこども家庭センターは、関係機関と連携し、原則48時間以内に直接目視による安全確認を行い、子どもの安全を第一に、必要などときには躊躇なく一時保護している。また一方、在宅のまま継続支援を要するケースが増加していることから、こども家庭センターと市町や関係機関が連携をして支援する体制も求められている。こども家庭センターの体制強化としては、臨検・捜索を含む法的対応を要する事例の増加に対応した弁護士アドバイザーの拡充を図り、市町には、関係機関が情報共有のもと在宅で継続して支援する、

要保護児童対策地域協議会への専門職の配置による機能強化と、子育て世代包括支援センター等児童福祉の総合支援拠点の充実を求めていく。さらに、関係機関との連携強化としては、警察との連携に加え、虐待事例に接する機会の多い医療機関のネットワークの強化に重点を置き、虐待死ゼロに向けて一層取り組んでいきたい。

## 1) 警察の役割について

### 「虐待死ゼロ達成のため、警察が担う役割は大きい」

子ども虐待死ゼロの実現には、健康福祉部局で実施している長いスパンで成果を出す施策を継続することも重要だが、児童虐待は紛れもない犯罪であり、犯罪から県民を守るのは警察の役割である。児童虐待防止、虐待死ゼロ達成のため、警察が担う役割は大きいと考えるが、警察本部長の見解と意気込みを伺う。

#### 太田本部長 答弁

警察法第2条におきましては、個人の生命、身体の保護を警察の責務として規定しており、虐待を受けた児童の生命・身体の保護も、警察本来の責務だ。児童相談所等関係機関と緊密に連携し、執り得る措置を最大限に講じる必要があると考える。

警察としては、児童虐待に係る通報はもとより、その他児童に関連する取扱いにおいても、児童虐待が伏在していることを念頭に置いた対応を行っている。110番通報を始めとして、児童虐待の疑いのある事案を認知した場合は、直ちに警察官を現場に臨場させ、児童を分離した上で、事情聴取を行い、負傷の有無を直接確認するとともに、通報者や近隣住民への聞き込みなど、一歩踏み込んだ調査の徹底を指示している。虐待が疑われる場合には、児童を適切に保護した上で、事案の切迫性や危険性を検討し、犯罪に該当するものであれば、速やかに捜査を行って検挙する等、所要の措置を講じている。さらに、虐待の事実が判然としない場合にも、関係機関に過去の取扱いの有無を照会、確認し、見逃し防止を図っている。また、調査をした事案については、全件、児童相談所に通告を行っている。こうした取組の結果、平成28年の児童虐待に係る相談対応件数は、1,496件と前年比631件増加した。このうち75件、75人を傷害などの犯罪行為に当たるとして検挙、1,838人の児童を児童相談所に通告した。これらの数は、統計を取り始めた平成12年以降、最多となっている。

児童虐待事案は人の生命・身体に関わる人身安全関連事案として位置付け、今後とも児童の安全確保を最優先に考えた対応を強力に推進したいと考えている。

#### 伊藤すぐるからの意見

警察のホームページに、「児童虐待は110番」と載せていただいた。こども家庭センターへの相談も一つの方法だが、もしも間違いであってはいけないという保護者への配慮が強過ぎ、発見に至るのが遅くなるのではないかと、疑念を持っている。110番通報が、児童虐待・虐待死防止に向けて一つの大きな役割を担っていると考える。よろしくお願ひしたい。



#### 伊藤すぐるから

県立こども病院等における緩和ケアの充実について  
「病気をみるのではなく、病気に苦しむ人を見る医療を」

病院局の平成29年事業内容の中に、平成26年3月に策定した「小児がんに重点を置いた新粒子線治療施



設の整備基本計画」に基づき、神戸陽子線センター(仮称)の整備として、新たな粒子線治療施設の整備を進める、とある。最新の設備で最高の医療を提供し、多くの子ども達の命を救うことは最重要ではあるが、病気や怪我で苦しむ子ども達やその家族に対して医療以外の提供、緩和ケア「癒し」の必要性を強く感じている。

現在緩和ケアに関して、国内外で様々な取組が行われはじめているが、緩和ケア、特に県立こども病院での緩和ケアについて、当局の見解を伺う。

## 西村病院事業管理者 答弁

緩和ケアは、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対して、終末期の痛みなど身体的苦痛だけではなく、心のつらさにも幅広く対応し、療養生活の質の維持改善を図るものと認識している。このため、こども病院やがんセンターをはじめ、8つの県立病院に医師、看護師、薬剤師など多職種のスタッフからなる緩和ケアチームを設置し、身体的かつ精神的苦痛を抱える患者やその家族への対応に努めている。

特に、こども病院は、小児の高度医療専門病院であるため、多くの子どもが重い疾病や障がいを抱えて入院生活を送っていることから、地元大学生による七夕会やマクドナルドハウス神戸によるクリスマス会の開催、バイオリンスクール生徒によるコンサートの実施、プロサッカー選手の訪問など、ボランティアの協力を得ながら療養生活の中にも癒やしのひとときを過ごせるよう努めているところである。紹介いただいた小澤綾子さんのコンサートも感謝している。また、ご家族にも日々の療養生活の中で、子どもと一緒に様々な不安があることから、同じ病気を持つ患者家族が互いの悩みについて情報交換並びに共有を行い、ともに支え合う患者家族会の活動も積極的に支援している。今後とも、公立病院として全人的医療の観点から、心理的ケアも踏まえた緩和ケアの充実に努めていく。



小澤綾子さんのミニコンサート



## 伊藤 すぐるから

### 障がい者雇用促進について

## 「障がい者の就労支援を全力で行うべき」

障がい者の雇用対策として、中小企業向けに、障害者雇用率の達成を複数企業による合算でも可能とした「事業協同組合等算定特例」という制度がある。これは個々の企業が達成できなくても組合全体で雇用率をクリアすれば良いという制度だ。

この活用について、兵庫県内の中小企業やNPO法人などでつくる「ひょうご障害者福祉協同組合」が、昨年4月、厚生労働省の認定を受けた。

「事業協同組合等算定特例」の活用は、障がい者雇用を促進し、障がい者が職業を通じて誇りを持ち自立し、充実した生活を送るためである。雇用率達成へ向けて県は、障害者雇用を積極的に努める企業の組合加入に際し、障がい者雇用促進に協力的な企業を応援する意味合いも含め、何らかの特典を与えるべきである。また、県は、事業主による障がい者雇用促進に関する計画書作成等に積極的に関わり、障害者を雇用できる環境整備の支援や、ICT技術を活用した在宅ワークの促進など、障がい者の仕事づくり、仕事の発注等、仕事を増やす努力を行うべきであると考えます。

障がい者雇用の促進を、どのように考え、どのような施策を展開していくのか当局の見解を伺う。

## 片山安孝 産業労働部長 答弁

障がい者の能力と適性に応じた雇用は、自立した生活促進に繋がることから、様々な取組を進めている。まず、企業向けガイドブック等の配付、セミナーや先進企業の見学会、兵庫県雇用開発協会の専門員による相談対応や訪問支援により啓発している。また、企業が試行的に受け入れを行う「障がい者体験ワーク事業」や、県下10カ所の障がい者就業・生活支援センターにおける就業訓練、就職後の定着支援を行っている。その結果、本県の障がい者雇用率は、年々増加し、平成28年は1.97%と全国平均を上回ったものの、法定雇用率の2%には僅かに達していない。ただ、個々の企業で見た場合、約半数が達成しておらず、その多くが中小企業となっているところだ。

県下には大企業が設立した特例子会社が21社あり、障がい者雇用を行っているが、中小企業では、コストや手間がかかると避ける例も多くなっている。このため複数の中小企業が集まり、障害者にとって適切な作業工程を切り出して特別の事業として行う事業協同組合の設立を県は支援しており、28年度には全国で4例目となる事業協同組合が姫路市で設立され、物品の共同発注や清掃業務を行っている。今後も、事業協同組合の設立に向け、具体的なアドバイス等きめ細やかな支援を行っていく。引き続き、ハローワークとの連携の下、障害者を一人も雇用していない企業等への働きかけを強めるなど、障害者雇用の場が一層拡大するように努めていく。



伊藤 すぐるから

### 再犯防止対策としての就業支援について 「自信を持つことが更生へと繋がる」

犯罪歴や非行歴のある者が立ち直り、社会の一員としての自覚と責任を醸成していくためには、就労が重要であり、そのための支援環境の整備は大切である。就労の場の確保が課題となる背景には、無職者の再犯傾向が高いことが挙げられる。平成23年から27年の保護統計年報によると、無職者は26.1パーセントに対し、有職者は7.8パーセントと約3倍もの差がある。兵庫県では、保護観察対象者等の就業支援の一環として、県発注の建設工事の入札において活用している「技術・社会貢献評価制度」の項目に、「保護観察対象者等の雇用」を設け、保護観察対象者等を雇用した場合や、保護観察対象者等を雇用した下請け等を活用した場合に加点対象とし、建設企業の社会貢献活動を評価している。

県の就業支援は、再犯を防止するためだが、その対象は、保護観察対象者に限られている。しかし、再犯者の多くは、満期で出所した者や保護観察を解除になった者であり、今の施策を保護観察対象者に限定したものから、刑務所出所者へと拡充することが再犯防止により効果があると考えられる。具体的には、コレワークへ登録し、刑務所出所者等を雇用した場合や、刑務所出所者等を雇用した下請け等を活用した場合に加点対象とし、建設企業の社会貢献活動を評価すべきであり、これが、コレワークへ登録する企業増加に結び付き、技能に応じた職種への就職や、再犯防止に繋がると考えるが、知事の見解を伺う。

あわせて、全国で46地方公共団体が保護観察対象者をすでに直接雇用していること、中央省庁においても、平成25年5月より法務省が、平成26年8月から厚生労働省が同様の取組を開始している。そこで、県による保護観察対象者等の臨時職員としての直接雇用について、知事の見解を伺う。

## 井戸知事 答弁

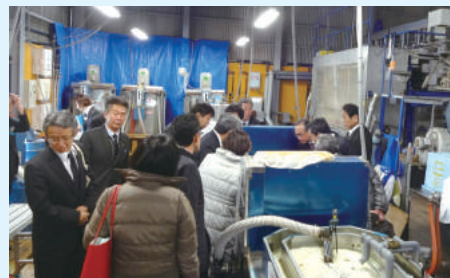
再犯率が約5割という状況になっている。安全安心な社会構築には、犯罪を繰り返さず立ち直ることができる

よう、適切な仕事や居場所等の生活基盤の確保を図ることが重要である。再犯防止は関係機関にまたがる総合的な対策が必要である。県としては、更生保護関係団体、国、県、市町の34の関係機関からなる「兵庫県再犯防止対策連絡会議」を平成25年度に全国で初めて立ち上げ、関係機関のネットワークを強化し、情報共有や手引書の作成等を行ってきた。協力雇用主・協力企業は、登録者数として600以上あるが、現実に雇用されているところは40弱である。現実の雇用をどう促進するかが課題である。そのために、県としても人件費補助を上乗せ、就労支援員による協力雇用主拡大への取組み、就労相談等も実施している。また、先日、総理官邸で行われた「再犯防止推進のための国・地方・民間会合」において、1つ目として、刑務所内での職業理念教育の徹底をする必要があること。2つ目として、出所後も含めて、切れ目のない支援の必要性を訴えた。3つ目として、特に、国として出所者に対して軽易な業務を含む仕事の創出を行うべきではないかということ強く訴えてきた。本県の場合、阪神・淡路大震災から、復興過程において、しごと開発事業を被災者のために行ってきた。これは、清掃とか、美化とか軽易な仕事であったが、働くことを通じて単にお金をもらうのではなく、稼いで自分で生活をするということを推進したかったからである。

県での直接雇用については、私は、まずは国において直接雇用を検討されるべきだと考えている。現在民間ベースで雇入れを行っている奨励金等の運用だけではなく、国自身が直接雇用の事業主体となって実施すべきであり、この業務の受託など県として協力していきたいと考えている。総理へは、仕事の創出を行うべきだと主張してきた。また、県発注工事の入札における技術・社会貢献評価制度において、今後はコレワークを通じて刑務所出所者等を雇用した場合についても保護観察対象者等と同様に加点するよう制度を拡充して、刑務所出所者等が、より就業しやすい環境を整備していく。今後とも、連絡会議を中心にテーマ別検討会の開催などを通じて、生活難に陥りやすい高齢出所者、満期出所者への支援等、再犯防止の取組にさらなる努力を重ねていく。

## 農政環境常任委員会 副委員長を務めて

今年度は、「水産業の振興と漁村の活性化について～豊かな海の次世代への継承～」を調査・研究テーマに取り組んでおります。現在の漁業を取り巻く環境は、不漁、魚価の低迷、燃油価格の変動等により収入が不安定となり、後継者不足等、多くの課題を抱えています。特に今年は、神戸の風物詩でもあるイカナゴ漁が過去に例のない不漁であった事は、皆様もご存じだと思います。これらに対して広い視野を持ち、美しく豊かな海の再生を目指し取り組んでおります。



地元「すまうら水産のり工場」を農政環境常任委員会で視察調査。



2年前に県へ要望したサーモン(サクラマス)養殖が実現。淡路島福良で取り組み中。

ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

### 伊藤すぐる事務所

〒654-0024 神戸市須磨区大田町 2-2-8 ロイヤルトップレジデンス 1F-B TEL.FAX 078-736-2858

### 県議会自民党控室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-3725 FAX 078-351-0136

Eメール hyogokengikai.ito.suguru@gmail.com